令和元年台風第 19 号等に係る福島県災害廃棄物処理実行計画 【概要版】

令和元年 12 月 26 日 福島県

実行計画のポイント

発生量

○約56万トン** │

片付けごみ 約19万トン、家屋解体廃棄物 約27万トン稲わら 約2万トン、土砂混じり廃棄物 約8万トン

※1 36市町村の災害廃棄物処理実行計画等の発生量を集計。

処理の実行体制

- ○市町村等の一般廃棄物処理施設での処理を基本とする。
- 〇災害廃棄物の分別を徹底し、可能な限り災害廃棄物の リサイクルを図り、焼却量及び最終処分量を低減させる。
- ○県は、市町村の災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、県内外の 広域処理*2実行体制を構築する。
- ※2 発生量が多いなど、自区域内の一般廃棄物処理施設での処理 が難しい場合、県内外の施設の支援を得ながら処理を進める。

【公的施設】県内の他区域自治体の一般廃棄物処理施設 国の仮設焼却施設

(南相馬2号炉、浪江炉、安達炉、葛尾炉、飯舘村蕨平炉) 県外の自治体の一般廃棄物処理施設

【民間施設】県内の民間事業者の産業廃棄物処理施設

処理期間

〇発災後1年半(令和3年4月末)の処理完了を目標。

目的

令和元年度台風第19号等により福島県内で発生した膨大な災害 廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うために必要な事項を定め、県民 の生活環境の保全、早期の復旧・復興を実現する。

県・市町村の役割

市町村 【災害廃棄物の処理】	県 【関係機関との広域調整】
・廃棄物の発生状況,施設被害状況等	・各種情報の集約,情報提供
の各種情報収集	・関係団体との連携協力体制に係る調整
・生活ごみ,避難所ごみ,し尿の処理	·被災市町村の事務支援(処理方法, 補
・仮置場の選定・設置運営	助金申請等)
・廃棄物の収集運搬,処分	・被災市町村の災害廃棄物処理実行計
・市町村災害廃棄物処理実行計画の	画の策定支援
策定	・県災害廃棄物処理実行計画の策定
・損壊家屋の解体、解体廃棄物の処分	・家屋解体の推進整備の支援
など	など

災害廃棄物の発生量の集計値

市町村の災害廃棄物処理実行計画等から集計した発生量

災害廃棄物の種類	発生量(トン)			
火古庶果初の程規	片付けごみ	家屋解体廃棄物		
混合廃棄物	30,839	_		
木くず	21,672	55,727		
可燃性廃棄物	14,088	36,226		
不燃性廃棄物	10,253	26,364		
コンクリートがら	54,217	139,416		
金属くず	4,110	10,569		
廃家電	7,922	_		
その他(処理困難物)	47,925	_		
小計	191,026	268,302		
稲わら	18,976	-		
土砂混じり廃棄物	79,497	_		
小計	98,473	-		
合計		557,800		

₿各市町村別の災害廃棄物の処理計画

各市町村の災害廃棄物の処理方法は以下のとおり。

		施設に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、			公的施設による処理		民可間 問 勝
市町村	自区域内処理	民間施設による処理 (可燃・不燃等を含む)	[施設による処理%・不燃等を含む)	市町村	自区域内処理	※広域処理	民間施設による処理民間施設による処理
福島市	0		0	白河市	0		0
二本松市	0		0	西郷村	0		
伊達市	0	0	0	泉崎村	0		0
本宮市	0	0	0	中島村	0		
桑折町	0		0	矢吹町	0		0
国見町	0		0	棚倉町	0		0
川俣町	0		0	矢祭町	0		0
郡山市	0		0	塙町	0		
須賀川市	0	0	0	猪苗代町	0		0
田村市	0		0	会津坂下町	0		
鏡石町	0	0	0	湯川村	0		
天栄村	0			下郷町	0		
石川町	0	0	0	南会津町	0		0
玉川村	0		0	相馬市	0	0	0
平田村			0	南相馬市	0	0	0
浅川町			0	川内村	0		0
古殿町	0		0	新地町	0	0	
三春町	0			いわき市	0		0
※今後広域処理の調整	するものもお	àt.	合計	36	34	8	27

■国の仮設焼却施設の活用

国の仮設焼却施設の活用の見込みについては、以下のとおり。

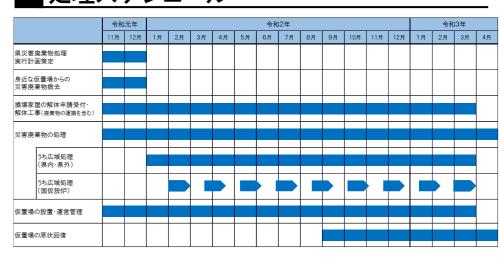
なお、今後、国、県、関係市町村等において、具体的な調整を進める。

炉	処理能力 (トン/日)	受入時期	災害廃棄物の 処理可能量 (トン)	
南相馬2号炉	200	令和2年 2月末まで		
浪江炉	300	令和2年度中 (受入時期は調整中)	最大約 26,000	
安達炉	120	令和2年度中 (受入時期は調整中)		
葛尾炉	200	令和2年 4月上旬まで		
飯舘村蕨平炉	240	令和2年度中 (受入時期は調整中)	必要に応じ調整	

※活用の方法

- ・期間を定め、災害廃棄物のみを専焼する。
- ・市町村等が事前に分別等の必要な処理を行い、対象物をストックしておく とともに、輸送体制を構築する。
- ・焼却灰は市町村等が引き取る。

■処理スケジュール



計画の見直し

本計画は、現時点での災害廃棄物発生量の集計値を基に策定したものであり、今後の損壊家屋の解体や具体な処理・処分先の確定等により、その時点での状況を踏まえた処理実行計画の見直しが必要となる。 これらを踏まえながら、適宜、本計画を改定するものとする。